

令和6年3月定例会  
まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	令和6年3月4日（月）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和6年3月4日（月） 午前8時59分
散 会 日 時	令和6年3月4日（月） 午後4時11分
委 員 長	橋 本 稔
委員会出席委員	
委 員 長	橋 本 稔
副 委 員 長	織 田 京 子
委 員	秋 谷 修 金子 雄 一 矢 島 洋 文 小 泉 晋 史
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第30号	鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第31号	鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第32号	市道の路線の廃止について	原案可決
第33号	市道の路線の認定について	原案可決
第34号	鴻巣市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第35号	鴻巣市上水道給水条例の一部を改正する条例	原案可決
第37号	令和5年度鴻巣市一般会計補正予算（第11号）	原案可決
第38号	令和5年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
第39号	令和5年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決
第40号	令和5年度鴻巣市下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
第41号	令和6年度鴻巣市一般会計予算	原案可決
第44号	令和6年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
第45号	令和6年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
第47号	令和6年度鴻巣市水道事業会計予算	原案可決
第48号	令和6年度鴻巣市公共下水道事業会計予算	原案可決
第49号	令和6年度鴻巣市農業集落排水事業会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

（都市建設部）

都市建設部長	三 村 正
都市建設部副部長	五十嵐 剛
都市建設部副部長	矢 部 正 樹
都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長	山 崎 淳 一
都市建設部参事兼市街地整備課長	秋 山 信 行
都市建設部参事兼道路課長	小 林 勝

建築住宅課長

中 島 隆 晶

都市計画課副参事

林 信 敏

都市計画課・産業団地プロジェクト副参事

島 田 幸 男

道路課副参事

宮 澤 祐 紀

道路課副参事

田 口 裕 一

道路課副参事

酒 井 孝 之

(上下水道部)

上下水道部長

中 根 治 人

上下水道部副部長

大 堀 勝 彦

経營業務課長

伊 藤 正 一

水道課長

山 崎 眞 也

水道課副参事

大 網 岳 志

下水道課副参事

関 根 好 一

吹上支所長

岡 田 和 弘

川里支所長

山 縣 一 公

書記 佐 伯 幸 子

書記 大 谷 直 樹

(開会 午前 8 時 5 9 分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。矢島洋文委員と小泉晋史委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第30号 鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例、議案第31号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例、議案第32号 市道の路線の廃止について、議案第33号 市道の路線の認定について、議案第34号 鴻巣市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例、議案第35号 鴻巣市上水道給水条例の一部を改正する条例、議案第37号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第11号)のうち本委員会に付託された部分、議案第38号 令和5年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第39号 令和5年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第4号)、議案第40号 令和5年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第2号)、議案第41号 令和6年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議案第44号 令和6年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算、議案第45号 令和6年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算、議案第47号 令和6年度鴻巣市水道事業会計予算、議案第48号 令和6年度鴻巣市公共下水道事業会計予算、議案第49号 令和6年度鴻巣市農業集落排水事業会計予算の議案16件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第32号及び議案第33号を議題とし、執行部からの説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。

そのほかの議案については、議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、議案第41号の令和6年度一般会計予算については、歳入歳出を一括して審査を行い、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、質疑については、質疑する内容をよく整理していただき、補正予算、予算については予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定といたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

(織田) 議案第41号の当初予算における主要な施策の中の道路改修事業1億3,400万円なのですが、今回は22件、25路線の工事を行うことが上がっておりますので、場所の特定をさせていただきたいので、資料請求をお願いいたします。

(委員長) ただいま織田副委員長より、議案第41号について資料請求がありました。請求のありました資料について、執行部は提出することは可能でしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) ただいまいただきました資料請求につきましては、本日の議案の前までにご準備させていただきまして、タブレットのほうに格納させていただきます。よろしくお願い致します。

今織田委員のほうから改修という言葉が出てきたのですけれども、改良と幹線に関しましては特によろしいということによろしいでしょうか。

(織田) 改修、改良ですね。

(何事か声あり)

(織田) はい、それで結構です。

(何事か声あり)

(都市建設部参事兼道路課長) 予算のほうで、改修と改良と、あと幹線道路、3つあります。

(織田) 全てお願いできますか。

(都市建設部参事兼道路課長) 3つですね。

(織田) はい。場所的にどの辺のどの道路をやるのかをちょっと知りた

いので、お願いいたします。

（都市建設部参事兼道路課長）承知いたしました。ご準備させていただきます。

（委員長）それでは、お諮りいたします。

織田副委員長より請求のありました資料について、委員会に提出していただくということによろしいでしょうか。

（異議なし）

（委員長）それでは、執行部におかれましては資料の用意をお願いいたします。

初めに、議案第32号及び議案第33号について、一括して執行部の説明を求めます。

（都市建設部参事兼道路課長）改めまして、おはようございます。議案第32号及び議案第33号は、市道の路線の廃止及び認定について、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

関連がございますので、一括してご説明いたします。初めに、タブレットの情報を御覧ください。次のページ、図面ナンバー1、市道廃止図を御覧ください。市道C-120号線でございますが、起点を鴻巣市大間1丁目120番1地先とし、終点を鴻巣市大間1丁目110番2地先とします。幅員1.82メートル、延長136.96メートルの路線で、開発事業に伴い一部が開発道路となることから廃止するものです。

続きまして、次のページ、図面ナンバー2、市道廃止図を御覧ください。市道H-502号線でございますが、起点を鴻巣市郷地字ざがへと256番地先とし、終点を鴻巣市郷地字ざがへと277番3地先とします。幅員1.80メートル、延長13.0メートルの路線で、市有財産処分に伴い廃止するものです。

続きまして、次のページ、図面ナンバー3、市道認定図を御覧ください。ここからの認定路線につきましては、本日タブレットに入れさせていただきました参考資料の公図の写しも併せて御覧ください。公図のほうは8ページになっております。市道A-436号線でございますが、起点を鴻

巢市加美1丁目2202番1地先とし、終点を鴻巣市加美1丁目2203番3地先とします。幅員4.20メートル、延長62.43メートルの路線で、開発事業による道路の帰属に伴い認定するものです。

続きまして、次のページ、図面ナンバー4、市道認定図を御覧ください。こちら公図のほうは9ページとなります。市道B-1032号線でございますが、起点を鴻巣市小松3丁目4830番4地先とし、終点を鴻巣市小松3丁目4830番31地先とします。幅員4.50メートル、延長94.87メートルの路線でございます。同じく図面ナンバー4の市道B-1033号線でございますが、こちらは起点を鴻巣市小松3丁目4830番22地先とし、終点を鴻巣市小松3丁目4830番15地先とします。幅員4.50メートル、延長91.49メートルの路線でございます。以上、2路線につきましては、開発事業による道路の帰属に伴い認定するものです。

続きまして、次のページ、図面ナンバー5、市道認定図を御覧ください。市道C-653号線でございますが、起点を鴻巣市大間1丁目110番2地先とし、終点を鴻巣市大間1丁目120番4地先とします。幅員1.82メートル、延長101.01メートルの路線で、廃止路線の一部を再認定するものでございます。

続きまして、C-654号線でございますが、起点を鴻巣市大間1丁目117番12地先とし、終点を鴻巣市大間1丁目120番4地先とします。幅員6.00メートル、延長85.7メートルの路線で、開発事業による道路の帰属に伴い認定するものです。

続きまして、次のページ、図面ナンバー6、市道認定図を御覧ください。市道C-655号線でございますが、起点を鴻巣市大間字原928番16地先とし、終点を鴻巣市大間字原928番6地先とします。幅員4.50メートル、延長46.06メートルの路線で、開発事業による道路の帰属に伴い認定するものです。以上、2路線の廃止と6路線の認定となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時09分)

◇

(開議 午前 11 時 19 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第32号及び議案第33号について質疑を求めます。質疑はありませんか。

(織田) 議案第32号の市道の路線の廃止のH-502号線について質問させていただきます。

払下げ道路ということでしたので、この面積と払下げ価格が幾らだったのか教えてください。

(都市建設部参事兼道路課長) まず面積ですが、面積が約23平米という形になっております。単価ですが、こちら資産管理課のほうに積算をしていただきまして、おおむね1平米当たり単価が1万1,100円とお伺いしております。ですので、23平米になりますので、約25万円。25万5,300円になるのですか、25万と考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) ないですか。では、質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第32号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(建築住宅課長) それでは、議案第30号 鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

これは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、条例で引用する同法の条番号を改めるものです。本条例の施行期日につきましては、令和6年4月1日としております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(金子) 議案第30号、市営住宅の条例ということで、この条例の議案資料の新旧対照表の中にあります「これらの規定を読み替えて」ということで、これらの規定ということで、意味がちょっと分からないところあるので、ちょっと詳細をお聞きいたします。

(建築住宅課長) これらの規定を読み替えてということでございますけれども、これらの規定というのは、このたび改正された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、こちらについては通称で配偶者暴力防止法とかDV防止法というような形で言われているので、ちょっとこの場ではDV防止法という形で申し上げさせていただきますけれども、こちらの法律の今回改正の部分につきましては、DV防止法10条第1項……

(何事か声あり)

(建築住宅課長) すみません。今回改正された部分につきましては、D

V 防止法第10条第1項、それとDV防止法第10条の2ということなのですけれども、これらの規定というのはこのDV防止法の2条から第28条までの規定の部分を指しているものです。

(何事か声あり)

(建築住宅課長) 2条から28条までの規定を指しているものです。

(金子) 基本これだということの説明でございますね。

(建築住宅課長) これらの規定の部分は、その条項のことを指しております。

(金子) 了解。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第30号 鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(建築住宅課長) それでは、議案第31号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

これは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、同法の題名が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に改められることから、条例中の法令名を改めるなど、所要の改正を行うものです。

主な改正の内容といたしましては、1点目は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の目的規定が改正され、法律の題名が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律、また法律施行規則の題名が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則に改められたことから、条例で引用する法律及び法律施行規則の題名について所要の改正を行うものです。

また、2点目といたしまして、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴い、鴻巣市手数料徴収条例第2条第1項第54号、ア、(イ)で規定する規則で定める建築物について、認定基準となる省エネ計算が変更されたことから、所要の改正を行うものです。

本条例の施行日につきましては、1点目の改正につきましては令和6年4月1日、2点目の改正は公布の日としております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(秋谷) 文言の部分の修正は理解できるのですが、それ以外で、この300平方メートル未満にするという部分でどういった影響が考えられるものなのでしょう。

(建築住宅課長) こちらの規定につきましては、条例の54号の省エネ計算につきまして、これまでの省エネ基準よりもより高い省エネ基準を求めるような計算に改められたことから、58号で定める建築物の違いが生じたので、今回54号と58号の建築物について分けるために改正したものでございますけれども、実際の計算の内容が変わったことによって、事実上、計算がより高い省エネ基準を求める計算になったので、申請される建物も高い消費性能が求められるわけでございますけれども、実質今の申請状況を見ていると、その高い消費性能基準を満たしたものが

今の状態でも申請されている状況ですので、事実上申請者の方が今回のこの改正でより高い性能の建物を特設設計、計画しなければならないというような状況は生じてこないのではないかと考えております。  
以上です。

(秋谷)一般家庭でこの300平方メートルというのはよほどの住宅を建てる場合になるのでしょうか、例えばマンションとかになると、これは1棟の面積で考えるのですか、それとも1区画というのかな、1部屋ごとに考えるのですか。

(建築住宅課長)今回改正される54号のアの(イ)の部分につきましては、これは共同住宅とか、一戸建ての住宅以外の住宅を含む建築物のことを指しておりますので、主に共同住宅が対象になってくると思います。300平米につきましても、共同住宅全体の面積が300平米というような形で考えていただければと思います。  
以上です。

(秋谷)そうすると、今の最初の説明からしたら、現在建築中の例えばマンション等、いろいろ市内にも建ってきたのだけれども、そういったものは大体この建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律で今回定めているものはもうクリアしているという考え方でいいのかな。

(建築住宅課長)こちらで規定する申請についてなのですが、こちらがこれまでの申請実績がない状態でございますので、この(イ)が共同住宅で、(ア)が一戸建ての住宅なのですが、一戸建ての住宅については過去に2件申請がございまして、その申請につきましては今回の改正するような内容を既に満たしているような建物でしたので、そういった点から、十分この規定が、基準が上がった場合でも、もともとの性能が高い建物が今多くなっておりますので、基準は満たせるものだというふうに考えております。  
以上です。

(委員長)ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長)質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第31号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時34分)



(開議 午前11時34分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第34号 鴻巣市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(経營業務課長) 議案第34号 鴻巣市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正ですが、これは地方自治法の一部改正により、鴻巣市水道事業の設置等に関する条例、鴻巣市監査委員に関する条例及び鴻巣市下水道事業の設置等に関する条例で引用している同法の条番号が繰り下げられることから、所要の補正(P.13「所要の改正」に発言訂正)を行うものです。

いずれの条例も、施行日は令和6年4月1日を予定しております。

以上、ご審議のほどお願い申し上げます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。質疑ないでしょうか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第34号 鴻巣市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時36分)



(開議 午前11時36分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第35号 鴻巣市上水道給水条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(水道課長) 議案第35号は、鴻巣市上水道給水条例の一部の改正であります。これは、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため、水道法が一部改正することに伴いまして、省令名を改正するものです。

施行日は、令和6年4月1日を予定しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(秋谷) 厚労省から国交省へというのは言葉的には分かるのだけれども、その変わった背景、何で今まで厚労省が所管していたものを国交省に変えなければならなかった、その背景というのを教えてもらいたいのですけれども。

(水道課長) 今回の改正は、主に生活衛生等関係行政の機能強化を図るために、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するということになります。要はコロナ禍等によって厚生労働省のほうこそちらのほうの業務に注視するために、そういったところで環境大臣と国土交通大臣に移管するというのが主な内容のものになります。

以上です。

(秋谷) 厚労省の、要は所管の事務が単なる国交省に移っただけということなのかな。例えばこれによって何かしら変わった基準とか、新たに定めなければならないような基準というものは生まれてこないわけですか。

(水道課長) 基準等に関しましては特に変わることはございませんが、国土交通省になることによって、補助のメニューとか、その辺に変化はあると思われまます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第35号 鴻巣市上水道給水条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時40分)



(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

経營業務課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

(経營業務課長) 先ほど議案第34号 鴻巣市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正の議案説明の中で、「所要の改正」と言うべきところ、「所要の補正」と発言してしまいました。おわびして訂正をお願いいたします。

(委員長) ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後零時59分)



(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第37号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第11号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(小泉) ページが、橋梁のページ数がちょっと今……37ページの橋りよ

う維持事業。毎度毎度点検して、改修工事をしていると思うのですけれども、そもそも橋の、今あと何脚というのですか、残っているかと思うのですけれども、橋を点検したときに、この橋は駄目だというときはあったのですか。もともと橋というのは、2トンまでとか書いてあって、4トン車が入ってもすぐには壊れないと思うのですけれども、橋のそもそもの耐震化とかいろいろなものを含めて改修していると思うのですけれども、点検をしたときにこの橋は駄目だという橋とかというのはあったのですか。

(道路課副参事) お答えします。

数々の橋梁のほうを点検させていただいているのですけれども、この橋は駄目ということないのかということなのではあるけれども、点検の中で1判定から4判定までの区分を分けておりまして、我々が点検で3判定と4判定というのに着眼しておりまして、3判定というものが機能に支障が生じる可能性があるとか、あと早期に措置を講ずるべき状態というのが3判定になっております。それと、4判定というのが、支障が生じていて、生じる可能性が非常に高く、緊急性があって、その措置を講ずるべき状態というのが4判定となっております。委員のおっしゃるもうこの橋は駄目だというのは、3判定と4判定、その2つが今回。駄目って、3判定は駄目というわけでは。補修をしながら、4判定も補修を施しながら維持をしていくという形を取っております。

(小泉) そうしますと、車が走っていて落っこちてしまったとかというニュースもないので、もともとのつくり的には大丈夫、大丈夫という言い方は変ですけれども、大丈夫な状態ではあると思うのですけれども、その中で改修することによって基準的なものがどういうふうに変わっているのかって、その辺の背景というのもちょうと教えてもらっていいですか。その最初、年数がたったから橋を改修するのか、それとも耐震化とか、その辺の基準が変わったから見直しというのですか、見直しするようになったのか、その一番最初の背景というのをちょっと教えてもらっていいですか。

(道路課副参事) お答えします。

すみません。先ほど私の発言の中で、3判定、4判定、これは駄目だというわけではなくて、4判定というのが緊急性を要するものなので、これは駄目だという橋は4判定ということでご説明させていただきたいと思います。

それと、ご質問の今回の橋梁点検の背景ということなのですが、まず鴻巣市におきましては平成24年度に鴻巣市橋梁長寿命化修繕計画というものを策定しまして、このときは橋長10メートル以上というものの橋を修繕計画に基づきまして点検を行っておりました。その後、平成26年の7月に道路法の改正等がありまして、一部改正がありまして、そのときに橋長2メートル以上で近接目視点検というものが義務づけられました。それに伴いまして、鴻巣市では平成元年度（P.15「令和元年度」に発言訂正）に鴻巣市橋梁長寿命化修繕計画というものを橋長2メートル、近接目視点検を義務づけという内容で計画を策定いたしました。そんなような背景となっております。

（小泉）ちょっと私、素人目であれなのですけれども、目視で3判定、4判定とかという部分で、ずっとその橋、車が通ったりしていると思う。車が通ればやっぱり重いものが通るので、それだけ振動なりとかという部分で劣化というのですか、あると思うのですけれども、4判定で、その辺でもう多分改修工事終わっていると思うのですけれども、どのようなのですか、鉄筋コンクリートで造られた橋を、崩れて、そういうのを補修している。補修というか、また厚くコンクリートを塗って補修をするのか、その辺の工事的な内容というのはどういうものなのか教えてもらっていいですか。

（道路課副参事）申し訳ありません。先ほどの発言の中で、「令和元年度」と発言するべきところを「平成元年度」と発言してしまいました。訂正して、おわび申し上げます。

（委員長）ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。  
続けてください。

（道路課副参事）それと、ご質問の4判定というものがどんな状態なの

かということなのですけれども、今現在、危険度がかなり高い4判定という橋につきましては、通行止めをかけまして、まだ補修等を行わずに、通行止めして使わないような形を取っております。それとあと、3判定で出ました改修の点検の中で、委員おっしゃるとおり、かなり鉄筋が露出してしまっていたりですとか、あとはクラックがひび割れが入って、そこから水が入りまして、鉄筋が腐食して爆裂してしまうような、そんなようなもう本当に鉄筋がむき出しになってしまっているようなところを補修しまして、断面修復工というのですけれども、そちらにコンクリート、モルタルを付着させまして補修等を行っております。

以上です。

(小泉) 4判定の通行止めの箇所って今もあるのですか。

(道路課副参事) 通行止めは今もございます。2か所ございます。

(小泉) 通行止めになっているということは、そこを優先的にという感じでやったほうが良いと思うのですけれども、その辺の順番というのですか、その辺はどのようなあれで。やっぱり通れなくなると、そこが歩道というのですか、歩道の橋なのか、車の橋なのかという部分もあると思うのですけれども、やっぱりそこが通れなくなると、そこに住んでいる市民の方は結構大変な思いをして、ぐるっと回らなければいけないと思うのですけれども、その2か所の優先度というのですか、その辺の基準というのはどうなっているのですか。

(道路課副参事) 今通行止めをかけている2橋につきましては、通行量等を確認したところ、かなり通行量が少ないということで、近隣の自治会ですとか、そういった方にあらかじめご説明をいたしまして通行止めをかけているという形になっております。

以上です。

(小泉) 具体的には、それは歩道なのですか。場所とその種類というのですか、教えてもらっていいですか。

(道路課副参事) 通常の農道のようなところの車道になっております。

(都市建設部参事兼道路課長) 今の話の補足なのですけれども、場所的には川里中学校の裏、野通川に架かっている、2メートルないかな、本

当に小さい橋で、あんまり生活道路というか、農道というか、本当に通行が少ないところなので、そこは通行止めをして、今自治会の方たちにお願いをして止めさせてもらっている状況になっております。ですので、今後そこら辺も検討していかなくてはいけないかなという気はします。以上です。

(小泉) そうすると、あまり使われないということで、自治会のほうもそんなに通っていないだろうという、ちょっと言葉はあれですけども、そこを撤去してしまうという方向とか、通っていないのであれば要らないのかなと思うのですけれども、その辺はどう考えているのか伺います。

(道路課副参事) お答えします。

最終的には撤去ですとか、あと架替えとかという選択肢はあると思うのですけれども、通行量とかそういったものを総合的に勘案して、最終的には撤去という形になるのかなと思います。

以上です。

(小泉) あと、今まで点検したことによって撤去した橋はあるのですか。

(道路課副参事) 現在のところ、撤去したという橋はございません。全て改修等を行っております。

(矢島) 6 ページですが、繰越明許費補正の道路橋りょう費のところ、県警との協議が調わなかったからというご説明だったと思うのですが、どうして調わなかったのか、この協議についてはどのような過程を踏んで令和5年度間進んできたのかお聞きします。

(道路課副参事) お答えします。

今回の業務では、市道 A—2045号線の道路予備設計ということで、その道路設計の中で関係機関との打合せ協議として、県警との道路協議あります。この協議については、計画段階、実施段階、供用段階がありまして、今回の協議は道路の設計を行っておりますので、計画段階での協議であります。この協議ですけれども、県警の意見を道路設計の構造面等に反映させるということが最も可能で重要な段階の協議で、少し時間を要しております。

今時点ですが、県警の意見という中で、市道 A—2045号線の敷設に関する

る交差点との協議の、交差点の形状とか、2045号線の区画線等の道路標示の関係の協議を県警と行っております。県警協議は今回令和5年12月11日に1回目の協議が行われておりまして、まだ継続協議ということで、次回は一応今のところ3月29日の予定で今県警と調整を行っております。

以上です。

(矢島) この協議、大変重要な協議だということですが、県警のほうもそういう認識はしっかりと持っているのか。例えば鴻巣市側からいつまでに協議を調べたいというような協議の目標値を設定したりとか、そういうことはしていないのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 警察との協議についてなのですが、こちらのほうはいつまでにと具体的な期間は特に警察との協議では行っておりません。ただ、上尾道路のほうが北側から、箕田地区のほうからどんどん工事が進んでおりますので、それには必ず間に合うような形では考えております。

以上です。

(矢島) この協議が遅れることでの鴻巣市にどんな支障が発生をしているのか、最後に伺います。

(都市建設部参事兼道路課長) こちらの不具合といいますか、こちらはまだ準備段階で、交通の安全性等を重要視しておりますので、そこら辺はしっかりと煮詰めた中で安全対策を整えていきたいと思っております。

以上です。

(矢島) 36ページ、37ページの橋りょう維持費の減額の関係なのですが、決定額が予算額より低かったということなのですが、そのようなのでしょうか。理由が知りたいのですが。なぜ低くなったのかという。

(道路課副参事) これマイナス1,800万になった理由ということによろしいのでしょうか。こちらにつきましては、まず橋梁点検の業務委託料、こちらが700万円の減額となっております。こちらにつきましては、入札に伴いましてかなり安価に落札したという経緯がございます。請負率にし

まして79.55%。というところ、一般的な請負率に比べると少し低いのかなというところでは。

それから、橋梁の改修工事、こちらが1,100万円の減額ということにさせていただきます。いただいているのですけれども、こちらは現地の踏査等を行いまして、工法ですとか架設の状況等を確認いたしまして、そちらに基づいて積算をした結果、当初の見込みよりも安く設計することができたことにより減額となりました。

以上です。

(矢島) 次に、その下の都市計画総務費なのですが、先ほど説明をいただいたのですけれども、申し訳ないです、よく分からなかったのもう一度説明をお願いしたいのですが。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) それでは、説明させていただきます。

埼玉県が整備を予定しております都市計画道路の一部区域等の変更に伴いまして、都市計画変更図書を作成業務委託と、これに関連いたします都市計画の変更データ更新業務委託につきまして今年度実施する予定でしたが、埼玉県からこの業務に関する調整等がないことから、この執行が見込めないと判断し、減額の補正をさせていただくというものでございます。

(矢島) 県からの調整がなかったというのは、鴻巣市側としてはじっと待っていたのか、それとも再三催促をしたけれども、県側から何ら調整がなかったのか。この間の調整の仕方についてご説明ください。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) そもそもこの路線で申し上げますと、先ほど説明の中で中山道線、深井2丁目交差点付近の都市計画の変更及び滝馬室地内にあります生出塚新御成橋線、こちらいわゆる県道の東松山鴻巣線になるのですが、この2路線につきましては埼玉県が整備する事業ということでございますので、しかしながら都市計画の決定は本市が行うという位置づけになっている状況の中で、事業施行者はあくまで埼玉県であるというところから、県からの作業段階というのですか、準備状況に応じまして鴻巣市の都市計画決

定を変更するものという認識でおりますので、あくまで県からの声かけというのですか、というものを受けた上で変更するものというふうに認識しております。

以上です。

（矢島）そういった事業の進捗に関して県とのやり取り、調整をする機会というのはないのでしょうか。なぜ県が遅れているのかというのは、その理由は聞いているのでしょうか。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）お答えいたします。

本件につきましては、特に埼玉県のほうからこのような理由によりまして今年度の調整は見送りましょうとか、そういったお話は本年度につきましてはございませんでした。

以上です。

（矢島）何ら説明がないということに関して、不信感を持っていないのでしょうか。

（都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長）本市といたしましては、予算化させていただいている事業でございますので、当然予算化しているということは事業実行性の裏づけがあるというふうに考えますので、不信感と言われますとなかなか難しいところがありますが、予算を確保するということは事業の裏づけがあるというものに認識しておりますので、本市といたしましては可能な限り県と調整をして取り組めればというふうに考えております。

以上です。

（矢島）今答弁があったように、やっぱり予算化しているのです。予算化しているということは、当然議会の議決を要しているわけですから。それをお互い県と市、分かっていると思うのです。しっかり予算設定がしてあるというこの重要性だったりとか、予算が設定されるまでのエネルギーだったりとか、分かっていると思うのです。にもかかわらず、ほぼ放置をされるような状態というのは、とても信頼関係が保てないのではないかな、こちら側からもっと積極的にお話をします。たまたまとても地域

と市と国と県をつながれる方がいらっしゃるのですから、しっかりとお話をし、事の重要性については同じような認識を持つ必要があるのではないかなと、そういう努力をしていくべきではないかなと思います、見解を伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) まさにおっしゃるとおりだと思いますので、次年度以降、次年度につきましては予算の確保ができましたら埼玉県と積極的に調整をし、事業進捗に努めてまいりたいと思います。

以上です。

(矢島) 続きまして、38、39ページの区画整理費。ここでも布設管が不要になったことによる減額という説明だったと思うのですが、なぜ不要になったのか、その理由をお聞かせください。

(すみません、暫時休憩をお願いしますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時34分)

---

(開議 午後1時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えいたします。今回繰越しの要因としましては、下水の汚水、雨水管の布設替えの工事の一部が不要となったということとなります。これにつきましては、一部は工事を行う予定でございましたが、一部は検討の結果不要となったということを伺っております。

以上となります。

(矢島) 見込みが甘かったのでしょうか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) すみません。こちらにつきましては、汚水、雨水管の布設替え工事ということで、下水道のほうの工事の内容となってしまっておりまして、細かい不要となった、不要とならないというところがちょっとこちら区画整理のほうでも把握できていなく

て大変申し訳なく思っております。

以上です。

（上下水道部参事兼下水道課長）下水道課の関係でございますので、下水道課のほうでお答えいたします。

こちらの北新宿の関係でございますが、過年度に施工いたしました污水管、布設管の管渠がございまして、当初はその管が高さ等の関係で影響があるということで布設替えを予定していたところでございますが、再度測量等いたしまして、その結果、その管渠が再度使えるということが判明いたしましたので、ということになっております。

それから、あとは家屋の当初予定していた管渠の布設箇所が、家屋の移転が3月末になってしまうということがございましたので、一部については繰越しということで考えてございます。

以上です。

（秋谷）ちょっと教えてもらいたいのですけれども、12、13ページのところかな、建築住宅課の社会資本整備総合交付金のところのお話で、耐震改修の検査やら、あるいはブロック塀の撤去やら、そういったものが件数的に来ていないというかな、それでこの部分についての社会資本整備総合交付金は財源構成を変えたというお話だったと思うのですけれども、具体的に現段階で耐震改修のための住宅の審査であるとか、あるいはブロック塀の撤去というものが、この5年度どれくらい来ているのでしょうか。

（建築住宅課長）建築住宅課の住宅等耐震改修促進事業の補助金の関係でございますけれども、補助実績のほうですけれども、今年度、今年の1月末の時点の交付実績、こちらのほう申し上げますと、まず住宅の耐震診断が2件申請がございまして、2件交付しております。1件が5万円、合わせて10万円。このうち社会資本整備総合交付金を2分の1いただいておりますので、社会資本整備総合交付金が5万円ということで、歳入で入る見込みとなっております。住宅の耐震改修につきましては、申請がございません。また、これは補助金ではないのですけれども、無料の耐震診断のほうを行っております、こちらの実績は今年度3件と

いうことになってございます。

また、ブロック塀等撤去築造補助金の関係でございませけれども、こちらはブロック塀の撤去についての申請が3件。4件ございましたけれども、交付したのは3件という状況になっています。1件10万円で、合計30万円です。こちらにつきましては、国庫補助の対象が通学路等になっておりますけれども、いずれも国庫補助の対象になる路線になっておりませんので、歳入のほうはゼロということになっております。生け垣につきましても、これは申請のほうはございませんでした。

以上でございませ。

（秋谷）自分も役人というか国のほうの職員に知り合いがいるわけではないのだけれども、例えば耐震改修に対して国のほうで社会資本整備総合交付金で補助を出しますよと言っているというのは、当然必要性というか、やってもらいたいと、国のほうでは、そういう必要性があるから枠を準備しているわけではないですか。でも、残念ながら件数的には当初の見込みほどには来ないと。もちろん実際のところ、改修となれば、診断の結果、金額的なものがかかるとはいえ、ついこの間能登の地震があったように、何度も何度も小刻みな地震が来てダメージを受けたらああいうふうになってしまうというのがまた分かったわけだ。そうすると、アピールは一生懸命以前に比べたらやっていると思うのだけれども、市のほうとしてどういうふうにしたら市民の方々に耐震改修の重要性というものをご理解いただけるというふうにお考えなのでしょうか。毎回毎回、予算でも決算でも私結構このことは聞いているのだけれども、なかなか進まないのです、現実のところいうと。

（建築住宅課長）お答えします。

なかなか耐震診断の申請が少なくて、耐震化される住宅が少ないのではないかというお話なのですけれども、確かに申請のほうが少ないという状況は我々もちょっと感じておりまして、まず今耐震化しなければいけない木造住宅がどのくらいあるのかというのが、実数として実態としてつかめていないというところではあるのですけれども、一応国が行っている5年ごとの統計調査によると、ちょっと古いのですけれども、令和

3年の3月末という時点で、これ推計値なのですけれども、耐震性がない木造住宅は市内に2,900あるということで、これ推計で見込まれているところなのです。これらが補助金なり使って耐震化していただきたいものだというふうに今の時点捉えてはいるのですけれども、以前ちょっと申し上げたこともございますけれども、やはり昭和56年以前の建物が旧耐震ということで耐震性が低いということなのですけれども、どんなに新しいものでも40年以上経過しているという状況で、実際お住まいになっている方も高齢の方が多いというような形になっている中で、ちょっとなかなかこれは強制的にということはやっぱりできませんので、ホームページ等を使って、あるいは広報等を使って皆さんに注意喚起を呼びかけていくというところが今できるところでは限界なのかなとは思っております。

あと、本当に危なそううちについて、では戸別に訪問してお話、お声がけをしたらという考えもあるかもしれないのですけれども、やはりそのためにはそれなりのやっぱりこちらも予算なりとか、あと人員確保した上で、どういった家を対象にしてそういうことをしていくのかというのを決めたりとかしていかなければいけないと思いますので、それにはそれなりのちょっと準備が必要となってきますので、今の時点ではそこまでちょっと考えてはいないところです。ただ、本当に危険だというようなものについては、それは我々は積極的に今調べ上げているわけではございませんけれども、例えばちょっと傾きが出ている、ブロック塀にしてもそういった危ないものがあるというものは通報等いただいておりますので、そのときには適正に、現地のほうへ行って所有者の方にお話を差し上げているというところでございます。

以上です。

(秋谷) 今ブロック塀の話出ましたけれども、お答えの中で、補助が出ないというのか、通学路に面しているものについては補助が利くと。補助が利かない、要は通学路に面していないものについては3件ブロック塀等の改修がというお話があったのだけれども、それは市民の方が自主的に申し出たもの、それとも市のほうで何かしらの情報を基にお声がけ

をして改修していただいたもの、どちらでしょう。

（建築住宅課長）この3件につきましては、国の補助が出ないということですがけれども、市のほうの補助金は出るような形になっていますので、それは使っていただいて改修していただいているのですけれども、基本的にはご自分から危険なのでということで壊したいということの申出があって、これは申請していただいたものです。ですので、市のほうで把握している、今66件ということで危険ということで把握しておりますけれども、こちらのお宅、この66件のうちの3件ということではございません。

以上です。

（秋谷）この間能登地震が起こったせいで、こういうことをどうしても聞いてしまうのだけれども、やっぱり危険性のあるものは何らかしらかアプローチの仕方を考えないと、本当にいざ来たときに、今おっしゃっている六十何件というお話があるわけでしょう。何とかそれ取り組んでいただかないと、本当に目の前にあるものにリスクがあるということが分かっているながら、残念ながら指をくわえているという言い方も変な言い方だけれども、何もできないような状態なわけではないですか。何とかならないのかなと思ってしまうのですけれども、どうしようもないのでしょうか。

（建築住宅課長）この今66件把握しているというものにつきましては、昨年度16件戸別に訪問して調査をして、それぞれの方に直接危険性等をお話ししております。残りの50件についても今年度一通り全部回りまして、調査のほうはし終えています。そのうち34件の方にはお会いして、危険性のほうはお話ししております。そのうち1件が解体になって、今実際には65件ということになっておりますけれども、戸別に訪問して危険性をお話ししているのですけれども、皆様財政面で厳しいとかというお話がちらほらやっぱり聞かれますので、補助金に対して、補助金額に対してちょっと持ち出しが大きいのかなというのを感じているのですけれども、危険性のほうは皆さん十分理解しているというふうにおっしゃっていただいていますので、我々としては、以前も申し上げましたけれ

ども、本当に危険性があるようだったらちょっと壁に危険ですという貼り紙をしていただくとか、場合によったらそこが通学路になっているようであれば学校と協議していただいて、子どもの通り道をブロックから離れたところにしていただくとか、そういったこともお願いしたいなと思ってはいます。

以上です。

(秋谷)あまり長々とこのことをやっているのと切りがないのだけれども、1つだけ。どういうお声がけをしているかというので、本当にお声がけ難しいのです。というのは、下手な言い方をすれば、脅迫ではないけれども、脅しめいた、例えばそのブロック塀が倒れて誰かしらに被害が出た場合の賠償責任の問題であるとか、そういったことを職員さんが行ったときに口頭でもし言えば、何かしら脅迫めいたものを感じてしまうから、言い方ではなくて、何かしら配って、これでこういうことがあったらこういうふうになりますよという例示をしないと、本当にそのリスクに対して所有者が対応策を考えないのではないのかな。自分だけは、自分のところのブロック塀だけはそういうことにはならない、あるいはなかったとしても誰かしら被害を受けるとは思わないというふうな、どうしても自分勝手な思考というものを絶対人間は持っているので、そうではないのですよと、万々が一これがこうなったら、あなたにとってこういうようなデメリットであるとかリスクがあるのですよということは、何かしらで表していたりしますか。

(建築住宅課長)訪問に行った際には、報道等でもテレビとかでももうよく見るとは思うのですけれども、過去のブロック塀等の被害の写真、それとあと埼玉県とかで作られている戸建て住宅の震災の際の対策の啓発のリーフレットですとか、ブロック塀の安全に関するチラシとか、あとは先ほど言った歩行者に対する注意喚起の貼り紙の事例、あとは各種相談先とか、そういったもののチラシも一通りお渡しして説明をしてはおります。

あと、市内の解体業者さんの名簿、鴻巣市の商工会のほうで作られたのがあるので、リフォームとか、そういった業者さんですね、そちらのほ

うの相談先のチラシもお渡しして、何とか対策していただくようお願いはしているところです。

以上です。

(秋谷)では、あと1点だけちょっと伺いたいのが、36、37のところの上尾道路の接続市道のお話なのですけれども、A-2045号線かな、たしかふれあいセンターの通り、具体的に前に議会で質問したときは、交差点のところ、要は上尾道路との本当の接続するところのお話は前やり取りした記憶があるのだらうけれども、あの道路が旧中山道のほうまでぶつかってくる、要は通りについて、当然道幅の問題もあるし、歩行者の待避的なスペースもあるかと思うのだけれども、その辺りは警察とどういった協議になっているのでしょうか。何も進んでいないのでしょうか。

(道路課副参事)今時点の協議なのですけれども、去年度路線測量を行いまして、道路の中心の線形決まりました。その関係から、今回道路設計ということで、その線形を基に警察のほうと上尾道路の交差点に接続する箇所のほかの場所の交差点のところの取付け等の、危なくないような形にする、そういった協議を今まだやっているような状況です。

(秋谷)私なんか近所だから、一番嫌だなと思うのは、県営住宅と市営住宅の間の道から箕田小学校のほうに向かう通りというのか、あそここの交差点が交通量が今ですら多くて、箕田小学校へ向かうほうというのか、箕田小学校から来るほうか、あっち側とかすごく見づらかったり、あそこの2045号線に上尾道路から入ってくる車が来るのだとしたら、あの信号のない交差点、ああいうところはすごく注意しないと、それこそ事故がいつ起こってもおかしくないような交差点だと思っているのだけれども、そういったところは見直しを何らかしらする予定があるのか。

(道路課副参事)あと、交差点の接続箇所についても、どちらがメイン、どちらが止まれと止まれではないというのも県警のほうと協議、打合せ等をして今やっている最中というような形です。

(何事か声あり)

(都市建設部参事兼道路課長)今委員さんがおっしゃっているのは2045ではなくて、一本団地のほうに入った道のことをおっしゃっている

のですか。こちらから、上尾道路から2045を使って入ってきて、ちょっと田間宮地区に戻るような。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時56分)

---

(開議 午後1時56分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼道路課長) すみませんでした。先ほど副参事が答弁したように、ただいま警察との協議中でございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第37号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第11号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時57分)

(開議 午後2時19分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

道路課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

(都市建設部参事兼道路課長) 失礼します。先ほど小泉委員への答弁の中で2橋を今通行止めに行っているという話をさせてもらった中で、川里中学校の裏の野通川という話しさせてもらったと思いますが、こちら野通川のもっと上流部で北根地区の野通川の1本と、あと野通川に通じております関根落悪水路にもう一本に修正をお願いいたします。よろしくお願ひします。

(委員長) ただいまの訂正の扱いについてはご了承願ひします。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願ひします。

次に、議案第38号 令和5年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(金子) 簡単なものですみませんが、歳出のところ、先ほど11ページ、これは社会資本整備総合交付金の減額に伴いまして、事業についても縮小というか、次年度以降にということで、次年度ではなくて、以降という言葉もちょっと説明の中にあっただかと思うのですけれども、これについてはいかが。計画としては、できれば次年度のほうがその計画の中では進みが早いのかと思うのですけれども、内容によっては以降にもなるかなと思うのですけれども、そのほうをちょっと説明していただければと思います。詳しく言いますと、委託料の測量委託料、それと設計委託料、それにその下の工事請負費の区画道路築造工事についてです。これについての計画が変更というか、なるかと思うのです、それについてちょっと詳しく説明お願いいたします。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えいたします。

まず、区画整理事業の実施に当たりましては、やはり国庫補助金というものは必要不可欠な財源となってきました。その中で、来年度以降

につきましてもやはり工事及び設計、そういったものに対しましては国庫補助金の内示などによって左右されますので、その中で来年度どのようなところを実施していくかは計画的に進めながら、物件移転や道路工事などの事業を進めていきたいと考えております。ですので、ちょっと今回できなかったものが来年できるかといいますと、やはりそこは計画をもう一度取捨選択していきながらしていきますので、来年度以降という表現をさせていただきました。

以上です。

（秋谷）昔聞いたのだけれども、忘れてしまったので教えてもらいたいことがあります。社会資本整備総合交付金の近年のつき具合というのか、区画整理のほうに以前がついていてだんだんつかなくなったのか、その分道路であるとかそっち側がつくようになったのか、ちょっと自分の記憶が定かでなくなってしまったので、社会資本整備総合交付金について近年の流れというのか、そういったものを教えてもらえたらと思いますが。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）それでは、お答えいたします。社会資本整備の過去3年間の推移をちょっと述べさせていただきますが、まず区画整理全体と市全体ということですが、市全体の補助金の推移としましては、令和3年度が92%、令和4年度が89%、令和5年度が75%と、こちらはだんだん下がってきているような状況となっております。区画整理のほうとしましては、令和3年度が62%、令和4年度は82%、令和5年度が75%ということで、前年度よりか若干下がってきているような推移が見受けられます。

以上です。

（秋谷）あと、社会資本整備総合交付金の国への申請と言ったらいいか、要望額というのか、その算定はどのようにやっているのでしょうか。例えば今のお話だと、計画はこうですと、次年度の計画こうですと、これが100だとして、この100に対して、では社会資本整備総合交付金はこれぐらい欲しいのだといって出す、要望するのでしょうかけれども、実際のつきは5年度でいったら75でしたでしょうか、そういうような話にな

っているので、ちょっとその辺りどういった手順で進めているのか教えてもらいたいのですけれども。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）予算、国費の要望につきましては、計画を100としましたら、やっぱり100の要望で進めているような状況です。それに対しまして、やはり内示率によって事業をもう一度精査していくといったような流れになっております。以上です。

（秋谷）そうすると、ある意味、100に対して100お願いしているということは、75でも出れば、もうそれで御の字という理解でいいのか。その辺り、もちろんそちら側は執行する側だから、満額欲しい。そうすればいろんなことができるというのは当然あるでしょうけれども、でも現実的に捉えた場合というのはやむを得ないという理解でいいのでしょうか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）秋谷委員のおっしゃるとおり、100%に近い内示率というのに持っていきたいことはあるのですが、やはり通年こういった、昨年ですと75%といったような内示となっておりますので、引き続き内示率を上げる、要望額を上げるために、一昨年度前から国などの要望活動のほうにも行っております。一昨年、令和4年度が3年ぶりに開催されたということで、市長自ら参加して、そういったような要望活動をしてきております。去年も同様に市長が参加しておりますので、来年度は期待できるのではないかなと思っております。以上です。

（秋谷）あと、これは予算で聞いたほうがいいやもしれないのですが、議案からちょっとそれてしまうかもしれないのですけれども、保留地の価格の決定方法というのをもしご説明いただけるものなら教えてもらいたいのですけれども。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）それでは、お答えいたします。一般的な保留地の売却価格の選定でございますが、事業地内に1か所、まず標準地を設け、その標準地の価格を不動産鑑定によりまず算出しております。標準地の価格に売却する保留地の個別的な要因を反映させる

ため、事業独自に定める格差基準というのをを用いて価格を算出し、それを、評価員という方がいらっしゃいますので、そちらに価格の妥当性を評価し、予定価格というものを決めております。

以上です。

（秋谷）土地の価格というのは動いているようなイメージはあるのだけれども、例えば委員会だとどうしても分譲地の値段とかを今日もじろじろ見て回ったのだけれども、北新宿に対するそういう住宅購入希望者の動向なんかは現状どんなふうになっていますでしょうか。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）今年度、新規保留地を4区画販売をいたしました。その中で、3区画につきましては申込みがあった状況となっております。そういった中で、やはり購入希望者というのが多くなっているのかなと思っているのですが、3区画のうち1名の方がちょっと辞退されましたので、実際に売却できたのが2区画といったような状況となっております。価格につきましても、過去3年間の推移などを見ますと、若干上昇してきているのかなというような傾向であります。以上です。

（秋谷）今おっしゃった3年間で価格が上昇しているというのは、一般的な住宅価格のお話で、北新宿の土地価格が上がっているということではないですよ。

（都市建設部参事兼市街地整備課長）お答えします。標準地の基準としたところの価格ということでご了承いただければと思うのですが。

（何事か声あり）

（都市建設部参事兼市街地整備課長）土地の形状とか、そういったものでちょっと価格がまちまちになるのですが、標準値の推移としては若干上がってきている、昨年度よりかは上がっているという状況です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第38号 令和5年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 令和5年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第4号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(小泉) 9ページの吹上第二浄水場防雷設備設置工事って、雷が落ちて基板がおかしくなってしまったというあれがあったと思うのですけれども、こういうのというのはほかの施設でも、ほかの施設というのですか、あり得ること、地震、雷、火事、おやじと、いつ何が起こるか分からない項目だと思うのです。その中で、やっぱりこういうのというのの防雷設備を設置するというのは、避雷針を設置するとかという部分、ほかの施設とかというのはどうなっているのですか。避雷針が立っているのか、いつ起こるか分からないものだと思うのですけれども、その辺はちょっと現状どうなっているのか教えてもらっていいですか。

(水道課長) 今回吹上第二浄水場に設置する防雷工事なのですけれども、令和2年度に先ほど小泉委員言われたように落雷がありまして、その結果断水がどうしても発生してしまったというところで、今回はその吹上

第二浄水場のほうに防雷設備を設置して、そのようなことのないようにというところで設置をしているのですけれども、ほかの施設となりますと、今までの経過として第二浄水場と、あとは川里の浄水場に経過として実績が、雷の影響を受けたという実績があるのですけれども、川里浄水場につきましては、今回吹上第二浄水場に設置をいたしまして、その結果を見て、効果のほどを検証させていただいて、川里のほうは実際にそれほど大きな施設ではないというところもございますので、ちょっとその辺は様子を見て、今回設置した結果を見て、その辺は検討していきたいかなと思っております。

以上です。

（小泉）浄水場に落ちる確率が高いのかって多分分からないと思うのですけれども、避雷針とかというのは雷を避けるという部分であるかと思うので、そういうのというのは設置されているのでしょうか。

（水道課長）第二浄水場は設置されているのですけれども、今回設置する防雷設備というのは避雷針とはまた違って、雷落ちないようにするというシステムと、あと誘導雷といって地上からはってくるような雷の影響も、それもシャットダウンするようなシステムになりますので、ちょっと避雷針とはまた違うシステムにはなります。

以上です。

（小泉）そうすると、雷を避けるため、さっき説明の中で設置してみるというような話みたいな話だったと思うのですけれども、ほかの施設とかで落ちる可能性はあるかと思うのですけれども、それは様子を見ながら、雷が落ちないように、この市役所もそうだと思うのですけれども、全体、今この浄水場に限りでいいのですけれども、雷をよける対策、避雷針以外の対策というのは、今後というか、避雷針はどこにでもあっても、下から雷という部分とかという部分で、家とかだったら延長コードに何かスイッチで雷の、言葉がちょっと出てこないのですけれども、過電流みたいなのが防げるとかというのがあると思うのですけれども、そういう対策の配線というのですか、というのを付けるイメージでいいのですか。

(水道課長) 今回の防雷設備についてということによろしいですか。

(今回のの声あり)

(水道課長) 今回の防雷設備につきましては、先ほど申したとおりに、落雷が落ちないようにイオンの電流発生させておいて、落ちないようにすると。なおかつ地上から誘導雷というはってくるものを地上にアースという、よくある棒みたいなものを入れて、そこで配電をさせて、そこでシャットダウンするというようなシステムになりますので、避雷針とはちょっと違うシステムになります。

(秋谷) まず、3ページのところでご説明のあった水道事業費用の営業費用で4,620万円か、これ電気代をいろいろな課内というのか、工夫によって削減できたと、思ったよりも料金が上がらなかったということなのだけれども、でもこの金額は何かそれで済むような金額でもないような気がするのだけれども、具体的に料金が思っていたよりも上がらなかったのか、それとも皆さんのいろんなどころの努力の部分で削れたのはどれくらいなのか、割合的に、4,620万円が。

(水道課副参事) お答えいたします。

金額の割合について明確に幾らとは出していないのですけれども、我々の水道課のほうで電力量の削減がおおむね5%程度、今年度削減できたもので、予算が減額すると約1億になりますので、その5%相当額が500万程度と見込みますと、値下がりというのですか、見込みがそこまでいかなかった分が約4,000万、あと我々の努力、微々たるものなのですけれども、500万相当、この程度なのかなというような数字では捉えております。

以上です。

(秋谷) 500万でも努力した結果なのだから、それはそれで重要なことだと思います。

次が、隣の4ページのところか、県の補助金で167万円ありますけれども、これが鴻巣、川里間の連絡管の関係の県との調整の結果、この補助金というお話だったと思うのですけれども、以前からもらえていた可能性のある補助金というのはないのですか。これは、たまたま相談をした過

程の中で、それは県のほうでこういう補助金があるからどうぞというような説明だったと思うのです、先ほどの説明だと。この補助金について、もうちょっとまた詳しく教えてもらえます。

(水道課長)今回要望している生活基盤施設耐震化等交付金というのは、高度浄水処理施設整備事業や水道管路耐震化事業などのほか、水道事業運営基盤強化事業や新技術活用事業など、水道事業者が抱える課題を解決するための多くの事業が対象となっている、まずはそういう補助金になっております。過去には、平成30年度から令和3年度に実施を行いました鴻巣、吹上間と鴻巣、川里間の配水連絡管の整備のほか、箕田浄水場の耐震化工事に過去には活用しているというものでございます。今回、もともと令和6年度に予定はしておったのですが、県のほうからの照会で、今回の補正で令和5年度に行うことができるということを伺いまして、早めるような事業はありませんかという照会を受けたのですけれども、その中でそもそも計画をしていた路線なので、そこにのっかれるよというところで要望させていただいて、今回こういった形で補正で、今年度の予算でということに進むような話になりました。

以上です。

(秋谷) そうすると、前借りというのは変な言い方だ、早く補助してもらったという理解か。次年度以降、本来だったら予算書の中で出てくるだろうものが、今年度、前に繰り上げて頂けるようになったということですね。ちょっとそこだけ。

(水道課長) 一応今回は設計業務委託というところで、工事については6年度、7年度という、それ以降、次年度以降に予定をしております(P.41「令和7年度以降に工事を実施する」に発言訂正)。今回、令和6年度に予定していたこの今回の事業を1月31日付の内示をもって前倒しで発注することができるというところで、前倒しということで事業を進めます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第39号 令和5年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第4号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 令和5年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第2号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(小泉) 管、汚水管、雨水管ということでちょっと質問したいのですが、水道管が今老朽化で、入替えというのですか、工事しているかと思うのですけれども、汚水管、雨水管というのも老朽化という部分は進んでいるのか、その辺の状況とかというの、分かれば教えてもらいたいのですけれども。劣化するものではあるのかなと考えているのですけれども、その辺の寿命というのですか、伺います。

(上下水道部参事兼下水道課長) 寿命ということでございますが、下水道管渠の標準耐用年数というのが50年ということになってございます。それから、老朽しているものに対しての対応なのですけれども、今現在管の調査等を行っておりまして、そういったものの調査結果をストックマネジメント計画、今見直しておりまして、これからの計画、5年度で

今計画更新というか見直しやっておりますので、その見直しの中で今後の改修、修繕計画を立てて行っていく計画としております。

以上です。

（小泉）50年は保証されているという、保証というか、大丈夫だということですか。であると、今現在では50年経過していないという感じで、今現状は大丈夫だよという認識でいいのですか。

（上下水道部参事兼下水道課長）下水道事業につきましては、昭和48年に事業化いたしまして、管渠の整備につきましては51年度頃から整備を始めておりまして、まだ50年を迎えた管渠についてはございません。

以上です。

（秋谷）10、11ページのところの管渠建設費のところの、まず委託料のところなのですけれども、申し訳ないのですが、もう一度具体的に説明をお願いしていいですか。

（上下水道部参事兼下水道課長）管渠建設費の委託料800万円の減額ということによろしいでしょうか。こちらにつきましては、大間地内の上尾道路整備に伴う中堀3号雨水幹線管渠実施設計業務委託料の減額ということになってございます。

（秋谷）つまり上尾道路の工事の進捗がはかどっていないのが原因と考えていいのでしょうか。

（上下水道部参事兼下水道課長）こちらの中堀3号という場所は、今現在調整池から幸町に向かっていく路線になっておりまして、そこに今回上尾道路の計画ございます。そういったことで、国と協議、調整を重ねているところなのですが、もともとの計画が真っすぐだったのですけれども、上尾道路が斜めに入ってきますので、そこを斜め横断ということが国のほうで認めてはくれないということになっておりまして、要は直角に曲げて、見直しが必要になってきます。

（秋谷）つまり西中学校があつて、この脇を流れているこの中堀3号のところの上尾道路が斜めに来るから、この上尾道路に向かって要は直角に水路を変えなさいという指導なのでしょうか、それは。

（上下水道部参事兼下水道課長）その中堀3号、上尾道路の要は側道部

に入ってきました、途中で直角横断させて、反対側の路線というか、上尾道路の側道を通っていくルートになります。

(秋谷) つまり今、要は遊水地に入っていくところの水路に変更が生じるということなのではないでしょうか。現状と違う形になるということなのではないでしょうか。今あそこ暗渠にしてオープンにしている部分が先にあるではないですか。その暗渠部分も直さなければいけないということなのかな。

(上下水道部参事兼下水道課長) 暗渠部分の整備済みの箇所につきましては、直す必要はございません。その先の今現在未整備になっている部分で、今現在斜めに、国道を、国道の計画ですと斜めに入っていきますので、斜め横断してしまうということ、水路が国道を斜め横断してしまうので、それを直角に曲げていく計画としております。

(ちょっと休憩してもらっていいの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 0 7 分)



(開議 午後 3 時 0 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(秋谷) そうしましたら、現状の水路の流れを変えるわけだけども、上尾道路の都合で曲げるわけだから、その部分の費用というのはみんな国持ちになるのかな。

(上下水道部参事兼下水道課長) それにつきましては、大宮国道の事務所の方と今協議中でございます。

(秋谷) ただ、どう見ても水の流れがストレートだったものが屈折するわけだから、絶対大雨時にどこかでフローしてしまうよね。仮に新しく先ほど見せてもらった図面で設計する場合は、例えば水路幅とか、深さとか、そういったものはより大きくなるのでしょうか。そうしないと、そうしたって必ず防げるかって、私は水の水量計算しているわけではないから分からないけれども、でも地元民としては大変不安なのですが。何かあるとクレームが来るので。どんな計画なのでしょう。

(上下水道部参事兼下水道課長) 断面につきましては、認可上で計算さ

れた断面でなっております、今の計画ですと2,500掛ける2,200のボックスカルバートで今計画しているところです。

以上です。

(何事か声あり)

(上下水道部参事兼下水道課長) 今現在の中堀3号の開渠になっている水路というのは段違いになって、一定断面の水路ではないのですけれども、今度の断面にすることによって、今現在の断面よりも大きくなると考えております。

(秋谷) あと、すみません。今の議論言っていたら忘れてしまったので、その下の工事請負費の減額5,800万、もう一回説明いただいてもいいでしょうか。

(上下水道部参事兼下水道課長) 工事請負費の5,800万円の減額につきましては、北新宿第二土地区画整理事業地内の既設雨水管の一部の布設替え工事が不要になったことや、北新宿第二土地区画整理事業の進捗等に伴い、一部の汚水、雨水管渠の工事が次年度へ繰延べとなるため減額をお願いするものでございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第40号 令和5年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時13分)



(開議 午後3時29分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長から発言を求められておりますので、許可いたします。

(水道課長) すみません。先ほど秋谷委員の配水連絡管の質問に対する答弁の中で、令和7年度以降に工事を実施すると言ったべきところを令和6年度、7年度にと発言してしまいました。おわびして訂正をお願い申し上げます。

(委員長) ただいまの訂正の申出はご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは次に、議案第41号 令和6年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

明日は午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後4時11分)